3　生産緑地地区の指定要件

次の①～⑦のすべての要件を満たす必要があります。

【区域要件】　①一団の農地等※が、市街化区域内かつ栃木市立地適正化計画で定める居住誘導区域外にあること。

【面積要件】　②一団の農地等の面積が、500 ㎡以上であること。

【接道要件】　③一団の農地等が、建築基準法第 42 条第 1 項第１号から第５号及び第 2 項に規定する道路に 2m以上接していること。

【営農要件】　④主たる従事者の年間農業従事日数が 60 日以上であること。

⑤主たる従事者の年齢が 60 歳以上である場合は、15 歳以上 60 歳未満の後継者を指名していること。

⑥主たる従事者の直近３年間の農業所得額の１年当たりの平均が50万円以上であること。

【その他要件】　⑦指定しようとする農地等に関する権利関係（所有権、抵当権等）を有する者全員の同意が得られること。
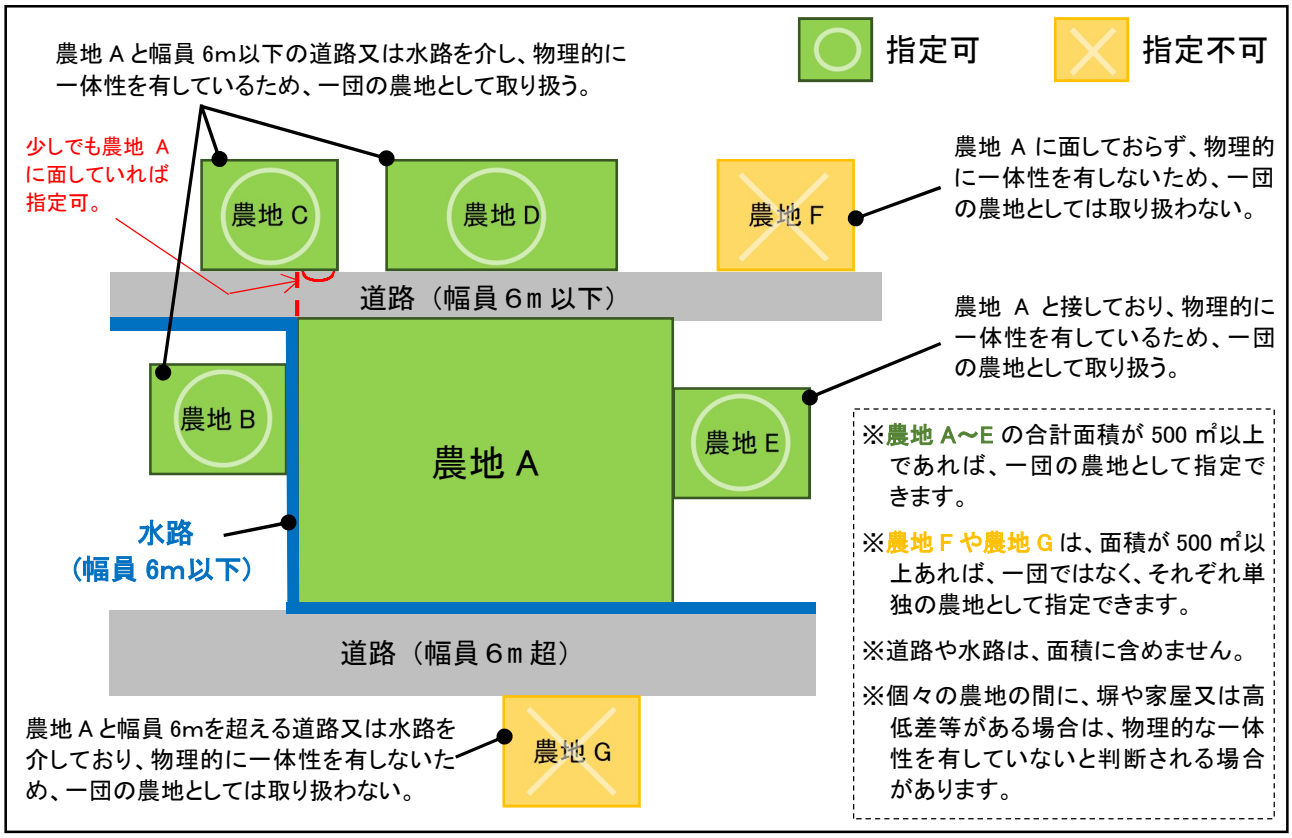
※「一団の農地等」の考え方（農地 A と一体で生産緑地に指定できるものは以下のとおり。）